

悪質商法トラブル防げ

常葉大で講座 友人に相談を

県中部県民生活センターは22日、静岡市駿河区の常葉大静岡草薙キャンパスで、悪質商法などの消費者トラブル防止を啓発する講座を開いた。NPO法人しずおか消費者ユニオン(同市葵区)の齋岡寿治弁護士(47)が登壇し、同大の学生約100人が耳を傾けた。

齋岡さんは親などの同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる未成年者取り消し権について説明した。成人年齢引き下げに伴い、未成年者取り消し権が18歳と19歳に適用されなくなり被害者が増えるとして、友人や消費生活センターに相談する重要性を伝えた。

教育学部1年の高柳景さん(18)は「メールで心当たりのない携帯

料金を請求されたこと
がある。消費者トラブルに気がつけたい」と話した。



消費者トラブル防止を啓発する講座
＝静岡市駿河区の常葉大静岡草薙キャンパス